

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>546,692</b>	<b>流動負債</b>	<b>133,339</b>
現 金 及 び 預 金	316,657	買 掛 金	5,324
売 掛 金	35,158	未 払 金	98,951
商 品	180,135	未 払 費 用	5,516
前 払 費 用	3,984	未 払 法 人 税 等	3,149
未 収 入 金	1,760	前 受 金	1,002
繰 延 税 金 資 産	3,982	預 金	2,414
そ の 他	5,013	前 受 収 益	9,944
<b>固定資産</b>	<b>93,863</b>	賞 与 引 当 金	<b>7,036</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>41,546</b>	<b>固定負債</b>	<b>47,337</b>
建 物	9,349	長 期 未 払 金	29,672
構 築 物	3,918	長 期 前 受 収 益	17,665
機 械 装 置	2,349	<b>負 債 合 計</b>	<b>180,677</b>
車 両 運 搬 具	9,188	<b>(純資産の部)</b>	
工具、器具及び備品	550	<b>株主資本</b>	<b>459,878</b>
土 地	16,189	<b>資 本 金</b>	<b>50,000</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>0</b>	<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>96,123</b>
電 話 加 入 権	0	<b>資 本 準 備 金</b>	<b>40,000</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>52,317</b>	<b>そ の 他 資 本 剰 余 金</b>	<b>56,123</b>
出 資 金	200	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>313,754</b>
長 期 貸 付 金	11,562	そ の 他 利 益 剰 余 金	313,754
長 期 前 払 費 用	2,248	繰 越 利 益 剰 余 金	313,754
繰 延 税 金 資 産	12,713	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>459,878</b>
差 入 保 証 金	25,593	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>640,555</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>640,555</b>		

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① たな卸資産

・商品（新車及び中古車） 個別法による原価法を採用しております。  
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。)

・商品（部品・用品）

最終仕入原価法を採用しております。  
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

建物及び構築物 10年～39年

機械装置及び運搬具 3年～15年

工具、器具及び備品 3年～6年

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### ① 消費税等の会計処理

##### ② 連結納税制度の適用

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

連結納税制度を適用しております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。